

西伊豆町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

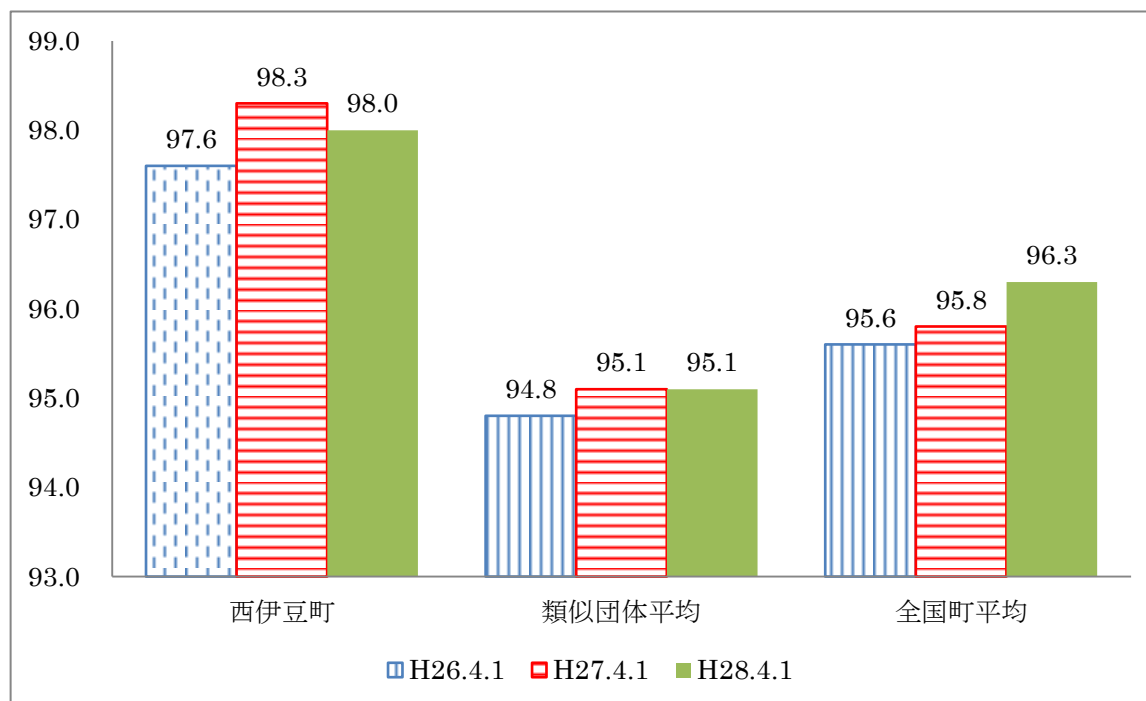
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 8,641	千円 7,911,530	千円 285,347	千円 953,981	% 12.1	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	B 計	
27年度	人 111	千円 392,843	千円 56,751	千円 149,318	千円 598,912	千円 5,396

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西伊豆町	41.5歳	316,310円	360,016円	円
静岡県	42.5歳	335,465円	434,894円	371,893円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.2歳	304,939円	350,196円	331,494円

2) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
西伊豆町	54.1歳	15人	264,113円	278,075円	271,013円	—	—	—	—
うち用務員	57.0歳	1人	261,900円	270,660円	261,900円	—	—	—	—
うち清掃員	51.8歳	4人	268,025円	291,690円	284,525円	—	—	—	—
うち火夫	45.0歳	1人	224,000円	289,068円	248,500円	—	—	—	—
うち給食員	55.8歳	8人	267,575円	272,693円	269,200円	—	—	—	—
うち図書館職員	56.0歳	1人	263,100円	263,100円	263,100円	—	—	—	—
静岡県	54.3歳	205人	326,103円	374,728円	349,358円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—円	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.7歳	5人	277,058円	301,929円	289,229円	—	—	—	—

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		西伊豆町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	184,894円	176,700円
	高校卒	144,600円	150,926円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	147,976円	—
	中学卒	134,000円	135,165円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

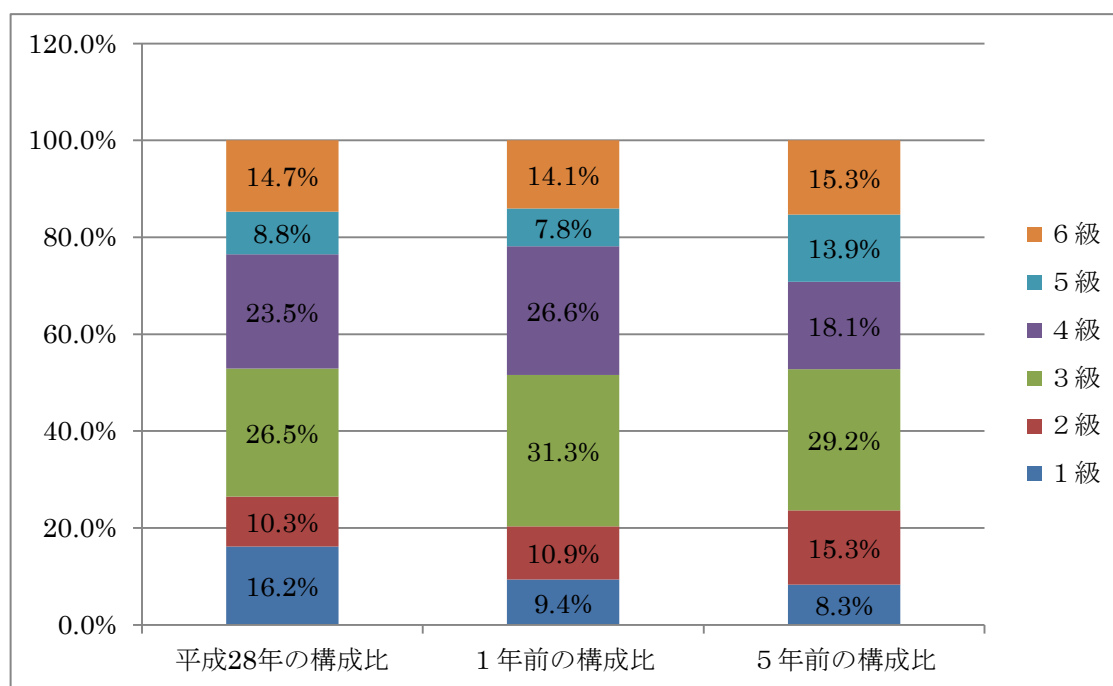
区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大学卒	258,520円	325,940円	348,186円	386,050円
	高校卒	—	—	330,055円	358,850円
技能労務職	高校卒	—	—	235,950円	266,900円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、保育士補、教諭補、技師補、主事、保育士、教諭、看護師、保健師、技師	11人	16.2%	140,100円	246,100円
2級	主任主事、主任保育士、主任教諭、主任看護師、主任保健師、主任技師	7人	10.3%	190,200円	303,000円
3級	高度の知識及び経験を有する主任保育士、主任教諭、主任看護師、主任保健師、主任技師主査	18人	26.5%	226,400円	348,800円
4級	係長、園長、園務主任、支所長、出張所長	16人	23.5%	259,900円	379,800円
5級	主幹、園長、支所長、出張所長	6人	8.8%	286,200円	391,800円
6級	課長、局長、参事	10人	14.7%	317,000円	409,000円
		68人	100%		

- (注) 1 西伊豆町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在一般職員で、55歳未満は4号昇給、55歳以上は2号給昇給としている。勤務評定については、現在検討中。定期昇給には前1年の勤務期間の評定あり。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西伊豆町	静岡県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,520 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,606 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の評定の実施については平成28年4月1日から実施。

勤勉手当への勤務成績の反映はしていない。定期昇給には前1年の勤務期間の評定あり。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

西伊豆町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たりの平均支給額	8,460千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

西伊豆町において地域手当の支給なし。

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		531 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		66,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		7.2 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税業務手当	窓口税務課職員	町税(徴収)業務	0 千円	日額300円
廃棄物処理作業手当	環境福祉課職員	廃棄物処理作業	122 千円	日額400円
火葬業務手当	火夫	火葬業務	377 千円	1体当たり1,200円
行旅病人及び 行旅死亡人取扱手当	健康増進課職員 環境福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の 取扱業務	0 千円	1体当たり1,000円
その他特殊勤務手当	環境福祉課職員 産業建設課職員	その他特殊作業に従事した 場合(鳥獣等死骸処理業務)	32 千円	1体当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (27 年度決算)	24,307 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)	219 千円
支給実績 (26 年度決算)	20,242 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (26 年度決算)	171 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (27 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	配偶者 130,000 円 扶養家族 6,500 円 配偶者なし 1 人 11,000 円 16~22 歳までの子 1 人につき 加算 5,000 円	同	—	千円 11,367	円 247,109
住居手当	(借家・借間) 家賃限度額 27,000 円	同	—	千円 4,102	円 273,467
通勤手当	通勤距離 2.0 km 以上を対象 (交通機関利用) 限度額 55,000 円 (自家用車利用) 限度額 31,600 円 加算額 570 円/km	異	距離区分の 支給単価	千円 6,977	円 96,903
管理職手当	(課長・局長・参事) 定額 33,200 円 (園長) 定額 15,850 円	—	—	千円 4,363	円 363,583

5 特別職の報酬等の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	
給料	町 長	612,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円/380,000 円 710,000 円/426,300 円
	副町長	520,000 円	
報酬	議 長	273,000 円	360,000 円/205,000 円
	副議長	208,000 円	320,000 円/175,000 円
	議 員	187,000 円	300,000 円/155,000 円
期末手当	町 長 副町長	(28 年度支給割合) 4.10 月分	
	正副議長 議 員	(28 年度支給割合) 3.20 月分	
退職手当	市町長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×年数×500/100	12,240,000 円 任期毎
	備 考	給料月額×年数×300/100	6,240,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

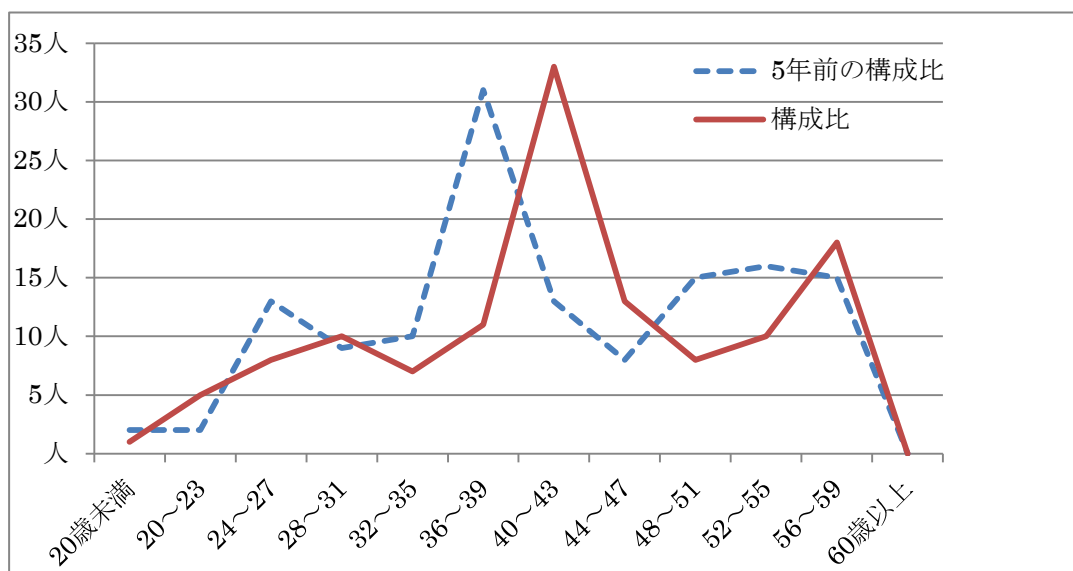
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	ふるさと納税係新設・県職員欠員補充 給食員の欠員不補充・県職員欠員不補充
		総 務	31	31	0	
		税 務	7	7	0	
		農林水産	3	3	0	
		商 工	5	8	3	
土 木		5	5	0		
民 生		18	16	△2		
衛 生	14	14	0			
	計	85	86	1	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 108.08人	
	教育部門	26	28	2	欠員補充	
	消防部門	-	-	-		
	小計	111	114	3	<参考> 類似団体の人口1万人当たり職員数 130.29人	
公営企業等 会計部	水 道	5	5	0		
	温 泉	1	1	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	10	10	0		
合 計		121 [167]	124 [167]	3		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 5	人 8	人 10	人 7	人 11	人 33	人 13	人 8	人 10	人 18	人 0	人 124

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	90	92	94	91	85	86	△4(△4.4%)
教育	30	29	24	27	26	28	△2(△6.6%)
消防	-	-	-	-	-	-	(%)
普通会計	120	121	118	118	111	114	△6(△5.0%)
公営企業等会計	15	12	11	11	10	10	△5(△33.3%)
総合計	135	133	129	129	121	123	△12(△8.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(H26年度以降は教育長は除く)

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。